

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第一号事務の欄7中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加え、同項第四号事務の欄及び同項第五号事務の欄中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別表第八十五項第二号事務の欄中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加える。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、東秩父村」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を、「朝霞市」の下に「、志木市」を加え、同項第二号市町村の欄中「朝霞市」の下に「、志木市」を加える。

別表第七十二項市町村の欄中「滑川町」の下に「、嵐山町」を加える。

別表第七十九項第一号事務の欄1中「及び第十一条の二」を「、第十一条の二及び第十一条の三」に改め、同項第二号市町村の欄中「伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成  
熊谷市、東松山市、戸田市、久喜市、ふじみ野市

2 法第四十九条第二項の規定による情報提供の要

請	<p>3 法附則第十一条第一項の規定による助言及び指導</p> <p>4 法附則第十一条第二項の規定による勧告</p> <p>5 法附則第十一条第三項の規定による命令</p>
---	---

別表第八十五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四	<p>法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第百十五条の三十二第二項第一号、第三項及び第四項の規定による届出の受理</p> <p>2 法第百十五条の三十三第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</p> <p>3 法第百十五条の三十四第一項の規定による勧告</p> <p>4 法第百十五条の三十四第二項の規定による公表</p> <p>5 法第百十五条の三十四第三項の規定による命令</p> <p>6 法第百十五条の三十四第四項の規定による公示</p> <p>7 法第百十五条の三十四第五項の規定による通知</p>	川口市
---	---	-----

別表第九十一項事務の欄26中「第十六条第五項」の下に「、第五十二条の五第一項、第五十二条の六、第五十二条の七第一項及び第五十九条の二第二項第三号イ」を加え、同欄中31を32とし、30を31とし、同欄29中「第一号ロ」の下に「及び第二号ホ」を加え、同欄29を同欄30とし、同欄28の次に次のように加える。

29 施行規則第五十二条の八第一項の規定による確認の取消し  
 別表第九十七項第三号市町村の欄中「所沢市」の下に「、飯能市」を、「鴻巣市」の下に「、深谷市」を、「戸田市」の下に「、入間市」を、「毛呂山町」の下に「、越生町、滑川町」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を加える。

別表第一百一項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。  
 別表第一百四項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、皆野町」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七十六項第一号事務の欄4中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十二條の六第二項、第二十四条の二」を「第二十一條の五第二項、第二十四条の二の二」に改め、同欄8中「第二十二條の六第三項、第二十三條第三項（法第二十四條の四）」を「第二十二條の六、第二十三條第四項（法第二

十四条の四第一項」に、「第二十五条第二項」を「第二十四条の二第二項、第二十五条第三項」に改め、同欄9中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「並びに第二十五条第一項」を「、第二十四条の二第一項並びに第二十五条第二項」に改め、同欄中27を29とし、12から26までを14から28までとし、同欄11中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「。」の下に「、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項」を加え、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第二十五条第一項の規定による指導及び助言

別表第七十六項第一号事務の欄9の次に次のように加える。

10 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表

#### 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 令和二年六月一日

2 この条例（第三条の規定を除く。以下同じ。）（前項第一号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。